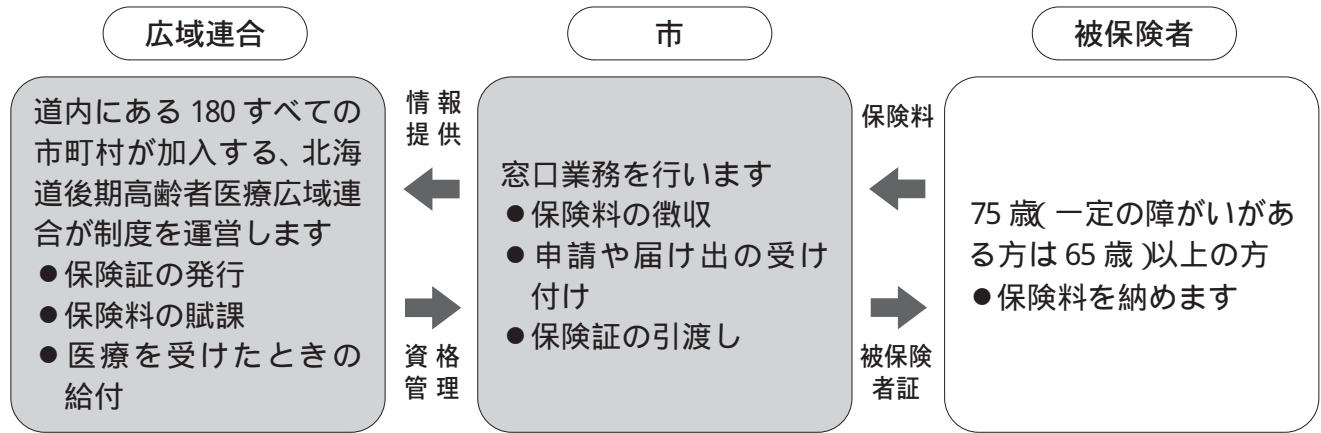


平成 20 年 4 月から

高齢者の医療制度が変わります

○後期高齢者医療制度とは？

平成 20 年 4 月から始まる新しい制度で、75 歳以上の方(一定の障がいのある場合は 65 歳以上の方)が加入します。

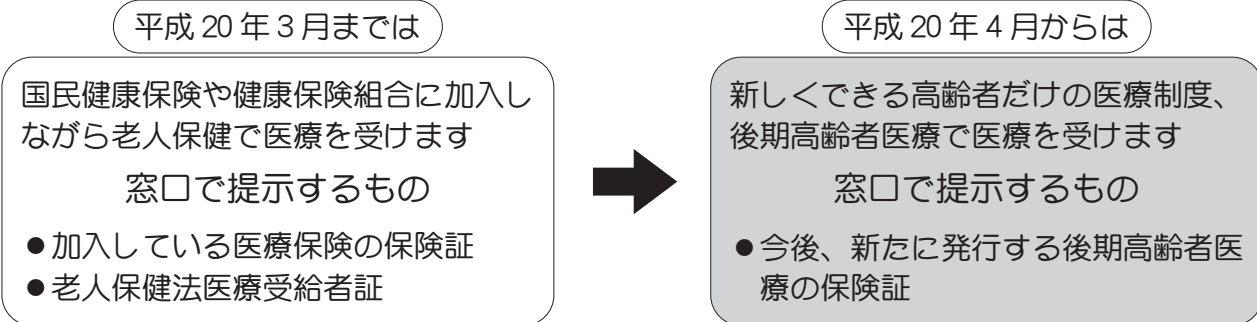


○対象者(被保険者)は？

これまでの老人保健制度の対象者と同じです。

- 75 歳以上の方
- 65 歳以上 75 歳未満で、一定程度の障がいの状態にある方

これまで国民健康保険の被保険者の方、健康保険組合や船員保険、共済組合などの被扶養者の方も、この制度の被保険者になります。



○病院にかかるときは？

これまでの老人保健と同じように病院にかかれますし、その他の給付も老人保健と同様です。また、現行の老人保健と同じように、かかった医療費の 1 割を負担します。なお、現役並みの所得がある方の負担は 3 割です。

負担割合は、現行の制度と同じです。

○保険料は？ (保険料率は平成 19 年 11 月以降に決定する予定)

被保険者一人ひとりが支払うこととなり、原則として年金から天引きされます(所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます)。

また、社会保険などの被用者保険の被扶養者だった方も、新たに保険料を負担することになりますが、制度開始から 2 年間は、保険料が軽減される経過措置があります。

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係